

(別紙)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

1 対象となる建築物の概要

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

2 業務の種類、内容及び実施方法

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

3 業務の実施期間

契約書に示すとおりとする。

4 設計業務において、作成する成果品等(成果図書及びその他の成果物)

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

5 工事監理業務において、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

契約書約款第1条(総則)に定める設計図書に示すとおりとする。

6 設計業務又は工事監理業務に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】:

【資格】:()建築士 【登録番号】

【氏名】:

【資格】:()建築士 【登録番号】

(建築設備の設計(工事監理)に関し意見を聴く者)

【氏名】:

【資格】:建築設備士 【登録番号】

- * 従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。
- * 元請けの建築士事務所に所属する建築士等について記載する。

7 設計業務又は工事監理業務の一部の委託先

契約書約款第6条(一括再委託等の禁止)の規程による。

8 業務委託料の額及び支払の時期

(1) 業務委託料

契約書に示すとおりとする。

(2) 支払時期

契約書約款第32条(業務委託料の支払)及び第34条(前払金)に規定による。

9 契約の解除に関する事項

契約書約款第41条(委託者の任意解除権)から第49条(解除に伴う措置)の規定による。

10 受託者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級、二級、木造)	()建築士事務所
開設者の氏名	(開設者が法人の場合は法人名称及びその代表者の氏名)